

岩手県立大学宮古短期大学部寮生等給食業務仕様書

岩手県立大学宮古短期大学部寮生等給食業務（以下「委託業務」という。）は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 献立

給食の献立は、利用者の所要栄養基準を満たすような食品構成と食品原材料の選択に配慮し、衛生的で変化に富み、かつ、季節感のある食事を提供するよう努めなければならない。

2 栄養士等の配置

受託者（以下「乙」という。）は、栄養士、調理師その他の職員を配置し、給食業務に従事させるものとする。

3 業務管理

- (1) 施設、設備の維持保全、給食業務のための作業管理、衛生管理及び原材料管理については、善良な管理者の注意を払ってその業務に当たらなければならない。
- (2) 乙は、次の全てを補償できる賠償責任保険に加入していること。
 - ア 食中毒事故による被害者への治療代、慰謝料、休業補償の賠償責任に対応していること。
 - イ 厨房、食堂で発生した人災事故、人身事故及び財物損壊事故等による被害者への賠償責任に対応していること。

4 業務従事者の勤務等

- (1) 乙は、給食業務及びこれに付帯する業務を遂行するため、給食業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を宮古短期大学部に配置するものとする。
- (2) 業務従事者は、宮古短期大学部において業務に従事するときは、一定の衣服を着用し、業務従事者であることを明瞭にしなければならない。

5 業務従事者の通知

乙は、業務従事者について、業務従事者届出書（別紙１）を委託者（以下「甲」という。）に提出しなければならない。なお、業務従事者を変更した場合も同様とする。

6 業務従事者の管理

- (1) 乙は、業務従事者の身元保証、就業、健康管理等については、宮古短期大学部の運営に支障を来たさないようにしなければならない。
- (2) 甲は、業務従事者のうち、給食業務を実施させるのに不適當な者がいると認めたときは、その理由を示して、乙に必要な指示をするものとする。
- (3) 乙は、業務従事者の健康診断を年１回及び検便を月１回実施し、その結果を速やかに甲に報告しなければならない。

7 給食業務の報告

乙は、給食業務実施報告書（別紙２）を月毎に作成し、甲に提出しなければならない。

8 火災等の防止

乙は、業務従事者の中から火気取扱責任者を選定し、火災等の予防に万全を期さなければならない。